

「広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）（以下「本事業」という。）は、都市計画決定権者の広島市が計画を検討している、延長約 1.0km～約 2.4km の指定都市高速道路を整備する事業である。本事業は、高速自動車道路網のミッシングリンクを解消し、広域幹線道路ネットワークの充実・強化を図ることを目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）において、既存の道路空間を活用し山陽自動車道に最短距離で接続するルート（以下「案①」という。）、広島修道大学の南側を通り山陽自動車道の五日市インターチェンジに接続するルート（以下「案②」という。）の 2 つの案が設定されている。

想定区域及びその周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。）が存在している。特に、案②は、案①に比べ、住居等が比較的多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生が存在していることに加え、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林が存在しており、動植物及び生態系への影響が懸念される。

さらに、想定区域及びその周辺には、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領（平成 28 年 7 月林野庁）に基づき指定された山腹崩壊危険地区等の土地の改変に慎重を要する地域が存在していることから、特にこれらの地域において、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水等の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。

加えて、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）において、建設混合廃棄物の発生量の低減や再資源化を促進する措置を講ずることで、最終処分される建設廃棄物の量を低減することとされており、本事業の実施に伴い発生する廃棄物及び建設発生土についても発生量の抑制及び再資源化を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行に資する事業計画とすることが重要である。

その上、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月閣議決定）において、運輸部門の取組として道路交通流対策が位置づけられており、本事業においても脱炭素化に資する取組を進めていく必要がある。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア. 住居等

イ. 森林法に基づき指定された保安林

ウ. 主要な河川及び取水源

エ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生

オ. 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場

(2) 環境影響評価の項目の選定等

本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において、広島高速4号線への連絡道路が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

2. 各論

(1) 大気環境

想定区域及びその周辺には、住居等が複数存在しており、案②は、案①に比べ、住居等が比較的多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

(2) 水環境

想定区域及びその周辺には、砂防法に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領に基づき指定された山腹崩壊危険地区、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林等の土地の改変に慎重を要する地域が存在していることから、特にこれらの地域において、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水等の

水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、適切に予測及び評価を実施すること。

(3) 動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生が存在していることに加え、森林法に基づき指定された保安林が存在している。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、中国自然歩道が存在し、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、中国自然歩道の直接改変を回避又は極力低減するとともに、工事期間中を含め、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮すること。

(5) 廃棄物等

ア 廃棄物について

本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

イ 建設発生土について

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

(6) 温室効果ガス等

今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラル実現を目

指し、「地球温暖化対策計画」等を踏まえつつ、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討すること。